

静岡市SDGs宣言事業実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、市民、事業所・団体等、関連事業者等及び市が一丸となってSDGsに取り組むため、静岡市SDGs推進宣言事業（以下「事業」という。）を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所・団体等 市内において事業を行い、又は活動を行う個人事業主、法人その他の団体をいう。
- (2) 関連事業者等 事業所・団体等のSDGs宣言に係る事業に関連した活動を行う個人事業主、法人その他の団体をいう。
- (3) SDGs 国際連合総会で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標をいう。
- (4) SDGs宣言 事業所・団体等及び関連事業者等のSDGsの推進に関する取組の宣言をいう。

(事業の内容)

第3条 事業は、SDGs宣言を募集し、市のホームページ等で取りまとめ、公表することにより、本市のSDGs活動を促進するとともに、本市のSDGsの取組状況を国内外に向けて情報発信することにより実施する。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業所・団体等及び関連事業者等とする。

- (1) SDGsの推進に関し現に実施し、又は実施する予定である取組の内容を宣言書に記載していること。
- (2) SDGsの推進に関する取組の内容が、他者の取組に対する批判その他この事業の趣旨に照らして適当でないものでないこと。
- (3) 暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

(SDGs宣言)

第5条 第3条の規定により市のホームページ等でSDGs宣言の公表を希望する事業の対象

者（以下「希望者」という。）は、SDG s 宣言書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、希望者から提出されたSDG s 宣言書の内容を確認した上で、SDG s 宣言書を市のホームページに掲載するとともに、希望者にSDG s 宣言証を交付するものとする。

（取組の報告等）

第6条 前条第2項の規定によりSDG s 宣言証の交付を受けたもの（以下「SDG s 宣言者」という。）は、毎年1月に、SDG s 宣言書に記載した取組の達成状況について、SDG s 宣言達成状況報告書（様式第2号）により、市長に報告するものとする。ただし、初回のSDG s 宣言書の提出から3月を経過しない場合は、報告は不要とする。

2 SDG s 宣言者は、SDG s 宣言書の取組内容に変更が生じた場合には、その都度、市長に報告するものとする。

（辞退）

第7条 SDG s 宣言者は、SDG s 宣言書を取り下げようとするときは、SDG s 宣言取下げ申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（公表の中止）

第8条 市長は、SDG s 宣言者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市のホームページへの掲載を取りやめるとともに、SDG s 宣言証を返還させるものとする。

（1）第4条各号に掲げる全ての要件に該当しないこととなったとき

（2）第6条第1項の規定による報告を連続する2年にわたり怠ったとき

（3）前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めたとき

（雑則）

第9条 この要綱に規定するもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。